

広報永平寺

臨時号⑨

令和2年9月18日発行

新型コロナウイルス対策事業

9月議会で補正予算対応 19事業

新型コロナ感染症の影響が長期化する中、永平寺町の実情に合わせ、感染拡大を防止し、影響を受けている地域経済や町民生活の支援、事業継続への対応、「新しい生活様式」を踏まえた環境整備や地域経済の活性化を図ります。

◎町民の生活支援・応援 5,539万円

- インフルエンザ予防接種を推進するため、接種費用を助成

予防接種事業【新規・拡充】1,122万円（福祉保健課）

- 4月28日以降、翌年の4月1日までに生まれた子どもの育児応援として新生児1人あたり5万円を給付

新生児育児応援給付金【新規】506万円（住民生活課）

- 水道料金の一部減免を令和3年2月使用分（令和3年3月請求分）まで延長し、町民および町内事業者への生活支援を継続

水道料基本料金の減免【拡充】3,500万円（上下水道課）

その他3事業 411万円

◎事業者への事業継続支援 7,049万円

- 町内商工事業者の事業継続を支援するため、つなぎ短期資金も含めた資金借入に対し、利子補給を行う

新型コロナ対応資金等利子補給事業【新規】3,730万円

（商工観光課）

- 公共交通事業者に対し、地域の生活や経済活動を支えるための機能を確保することを目的として支援

公共交通事業者運行維持支援【新規】3,019万円

（総務課）

- 農産物や加工品等を「直売所」や「道の駅」に出荷している農家に対して、新型コロナの影響を軽減できるように補助支援を上乗せする

地産地消支援事業【拡充】300万円（農林課）

◎感染拡大防止のための社会的な環境の整備 6,156万円

- 商工会と連携して町独自の「感染防止徹底宣言」ステッカーを発行し、感染防止対策に必要な経費を補助・支援

感染防止徹底宣言支援事業【新規】1,127万円

（商工観光課）

- フェイスシールドや手指消毒の整備による感染拡大防止徹底のほか、コロナ禍での避難所生活での衛生環境の改善を図る

新型コロナ対策事業【拡充】1,716万円（総務課）

- コミュニティバスや近助タクシーの車内の抗菌・抗ウイルス対策を実施して車両の利用環境を整えた業者に対して支援。また、町保有の不特定多数の方が使用する車両を抗菌

コミュニティバス等感染拡大防止対策【新規】136万円

（総務課）

- 役場窓口申請での各種手数料のキャッシュレス化により、感染リスクを減らすほか、キャッシュレス化を推進することで、支払い手段の多様化を図る

キャッシュレス決済導入【新規】253万円（会計課）

その他6事業 2,924万円

全19事業 合計 1億8,744万円



担当課 総合政策課 TEL：61－3942

「家庭内感染リスク」を下げる徹底対策法

危険度は★で3段階評価。
増えるほど高リスクだ。

浴室

★★
帰宅後、すぐに浴室を利用することになるのでイエローゾーン。タオルは個別で使い、毎日、洗濯する。利用後はシャワーで風呂を流し、換気。その際、ドアを開け放して乾かせば感染リスクは低くなる。利用前にドアの取っ手などに触りウイルスが付着する場合もあるので、こまめにアルコールで拭き取る。

洗面所

★★
イエローゾーン
屋外でウイルスが付着した可能性のある衣類や持ち物が持ち込まれるなど、ウイルスがいて仮定して警戒しなければいけない中間区域。

トイレ

★★★★
タオル、コップ等は個別で使い分け、お互いの歯ブラシが接触しないように距離を離す。歯磨き粉からの感染疑いの事例があるため、個別に用意した方がよい。洗濯機に洋服を入れる際は、ウイルスが付着しているかもしれない汚れた部分を内側にする。心配なら、80℃の熱湯に10分つける。

キッチン

★
食品の入ったプラスチック容器や包装物は、玄関でアルコール噴射かアルコールを含んだペーパーなどで拭いてから冷蔵庫に入れる。冷蔵庫の取っ手は開閉のたびに消毒する。

玄関

★★★★
かばんなどにウイルスが付着している可能性があるため、まずブラシで表面のほこりを落とし、その後アルコールで除去してから室内に持ち込む。使い捨てマスクをしていた場合、玄関に用意した蓋つきゴミ箱に廃棄する。再利用のマスクはイエローゾーンに持ち込み洗濯する。

廊下

★★
手すりやドアノブ、照明スイッチなど接触しやすい場所は毎回、アルコール消毒をする。廊下に1本アルコールスプレーを用意し、移動する人が各自、使うようにする。床は1日1回の清掃を心がけ、ほこりを除いてからアルコール噴霧。

寝室

★★
寝ている際にくしゃみや咳で飛沫感染する可能性があるため、寝床は2m離したい。家の造りで難しい場合は、お互いの顔と足が向かい合う姿勢にする。SARSでは布製品に2日間、ウイルス活性が報告されているので毎日、シーツや枕カバーを交換する洗濯する。

ソファ

★
テレビなどを見る際に座るソファは横座りにする。各々が座る位置はいつも同じところにするように心がける。テレビやエアコンのリモコンにウイルスが付着している可能性があるため、こまめな消毒。

リビング

★★
グリーンゾーンだが、食事や会話で危険だ。食事の際は皿を小分けにし、箸やコップは共有しない。時間をずらして食事をするのも有効。一緒に食事をする場合は、飛沫が飛ばないように、横並びが向き合わないよう座る。

基本は、ウイルスを家庭内に持ち込まないことが重要で、日常のいたるところに感染のきっかけとなるウイルスは潜んでいるということを意識し、一人ひとりが基本的な感染防止を実践することが大切です。

◎家庭内感染リスク低減のため対策

- ・ 帰宅した時はうがいや石鹸で手洗いをする
- ・ マスク着用を含む咳エチケットの徹底
- ・ 定期的に室内を換気する（日中は1～2時間ごとに5～10分）
- ・ 体温測定など、毎日の体調管理に努める
- ・ 少しでも体調に異常を感じた場合は、仕事や学校を休む
- ・ 手で触れる共有部分(ドアの取っ手、ノブ等)の消毒
- ・ タオルなどの共有をさける



担当課 総務課 生活安全室 TEL：61-3941

公共施設のご利用について

町内の社会教育施設の町外者利用を再開しました。
ただし、引き続き県外者の利用は禁止します。

担当課 生涯学習課 TEL：61-3400

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を減免

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入(営業・給与・農業等)が前年に比べて3割以上減る見込みの世帯は国民健康保険税が一部減免となります。

申請は原則 令和2年9月30日
までにお願ひします

介護保険・後期高齢者医療保険についても同様の減免制度があります。(申請期限：R3.3.31)
お問い合わせはワンストップ窓口 税務課まで

詳しくはホームページをご覧ください



国民健康保険税の減免



介護保険料の減免



後期高齢者医療保険料の減免

申請・問合せ 税務課 TEL：61-3944

新型コロナの感染状況により、内容を変更する場合があります。

町の最新情報は、
町ホームページ
をご覧ください

